

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	北陸財務局長
【提出日】	平成24年2月10日
【四半期会計期間】	第45期第3四半期（自平成23年10月1日至平成23年12月31日）
【会社名】	株式会社ナナオ
【英訳名】	EIZO NANA O CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 実盛 祥隆
【本店の所在の場所】	石川県白山市下柏野町153番地
【電話番号】	076（275）4121
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理部長 兼 IR室長 出南 一彦
【最寄りの連絡場所】	石川県白山市下柏野町153番地
【電話番号】	076（275）4121
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理部長 兼 IR室長 出南 一彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第44期 第3四半期 連結累計期間	第45期 第3四半期 連結累計期間	第44期
会計期間	自平成22年4月1日 至平成22年12月31日	自平成23年4月1日 至平成23年12月31日	自平成22年4月1日 至平成23年3月31日
売上高 (百万円)	48,850	41,658	65,204
経常利益 (百万円)	4,215	2,073	5,258
四半期(当期)純利益 (百万円)	3,223	762	3,547
四半期包括利益 又は包括利益 (百万円)	3,066	1,330	3,841
純資産額 (百万円)	58,435	56,112	59,210
総資産額 (百万円)	76,129	70,316	77,432
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	144.41	34.28	158.93
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	76.8	79.8	76.5

回次	第44期 第3四半期 連結会計期間	第45期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自平成22年10月1日 至平成22年12月31日	自平成23年10月1日 至平成23年12月31日
1株当たり四半期純利益金 額又は1株当たり四半期純 損失金額 (円)	90.76	2.16

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 第44期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

なお、当社の連結子会社である 艺卓显像技术(苏州)有限公司 については、平成23年11月4日付で増資を実施し、新たに特定子会社に該当することとなりました。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの事業等のリスクについて、重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間における世界経済は、欧州においては財政危機の深刻化により、金融不安が实体经济に悪影響を及ぼすなど低調に推移しました。

日本経済においては、東日本大震災の影響による急激な経済活動の停滞から引続き回復はしているものの、そのペースは鈍化し、加えて歴史的に高水準の円高や欧州での景気減速などを背景に、景気は依然として先行き不透明な状況が続いております。

当第3四半期連結会計期間において、当社は欧州に設立した100%子会社であるEIZO Europe GmbH（ドイツ）及びEIZO Limited（イギリス）において、欧州における販売・マーケティング活動を開始することといたしました。

当社はこれまで、Avnet社を主要な代理店として現地での販売活動を行ってまいりました。しかしながら、近年、当社製品を取巻く市場環境が急速に変化していること、加えて製品に求められる販売活動の形態も多様化してきていることから、当社が直接販売・マーケティング活動を実施することが顧客の利益に資すると判断し、今般、Avnet社と販売代理店契約を解消することで合意しました。今後は上述の子会社2社を通じて欧州における販売を拡大・強化し、さらなる成長を図ります。なお、EIZO Limitedは平成24年1月1日から業務を開始しており、EIZO Europe GmbHは平成24年7月1日から業務を本格的に開始する予定です。

当第3四半期連結累計期間における当社グループ全体の売上高は、41,658百万円（前年同期比14.7%減）となりました。品目別の売上高は次のとおりであります。

[コンピュータ用モニター]

売上高は23,646百万円（前年同期比10.7%減）となりました。

東日本大震災の発生以後、生産・販売への影響を最小限に抑え、市場のニーズに応えるべく、材料調達体制が復旧した6月以降販売を本格化させました。しかしながら、下期に入り、欧州市場における景気減速や、急激な円高・ユーロ安に伴う当社製品の価格競争力の低下により販売は低調に推移しました。国内においても、景気の先行き不透明感等からくる設備投資への抑制傾向により、販売が減少しました。

[アミューズメント用モニター]

売上高は12,394百万円（前年同期比29.1%減）となりました。

アミューズメント用モニターは、新機種の投入時期により四半期毎の売上高が左右される特性があります。パチンコ遊技機の市場規模が縮小していることもあり、当第3四半期連結累計期間では、当初予定の販売台数はほぼ達成したものの、前年同期の販売台数には及びませんでした。

[その他]

売上高は5,617百万円（前年同期比15.0%増）となりました。

ベッドサイド向け液晶テレビや医療市場向け周辺機器の販売が好調であったことによります。

利益面については、営業利益は2,350百万円（前年同期比46.7%減）、経常利益は2,073百万円（同50.8%減）となりました。これは、上記要因による減収により売上総利益が減少したこと、及び昨今の急激な円高により前期に比べ為替差損が膨らんだことによります。

また、平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が公布され、平成24年4月1日以降開始する連結会計年度より法人税率が変更されることとなりました。この変更により、第3四半期連結会計期間において繰延税金資産の取崩しを行ったほか、投資有価証券売却損を計上したことにより、四半期純利益は762百万円（同76.3%減）となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

当社は、株主全体の利益を保護する観点から、当社株式に対する大規模買付が行われた際に、大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報と十分な時間を提供することを目的として、株式の大量取得行為への対応方針を導入しております。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社や株主の皆様への利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、本来、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様への判断に委ねられるべきものであると考えます。

ただ、当社グループの経営に当たっては、幅広いノウハウと豊富な経験、国内外の顧客・取引先・社員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。株主の皆様にとっても、これらに関する十分な理解がなくては、将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできません。

以上のことから、当社取締役会は、議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付（以下「大規模買付行為」といいます。）に際しては、大規模買付者から事前に、株主の皆様への判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供されるべきであり、大規模買付行為に関する一定の合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定することが、当社及び当社株主全体の利益に合致すると考えます。

当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、主にコンピュータ用モニター、アミューズメント用モニター等の映像機器及びその関連製品を開発・生産し、国内外へ販売いたしております。当社は「開発創造型企業」として、テクノロジーの可能性を追求し、顧客に新たな価値を認めていただける製品を競合他社に先駆けて創造及び提案し、顧客の満足を得ること及び当社のステークホルダー（株主・取引先・地域・社員）との高い信頼関係を構築していくことにより、一層の企業の成長を図ることを経営の基本方針としております。昭和43年設立以来、当社の強みである映像表示技術を活かし、金融市場やアミューズメント市場、医療・グラフィックス市場等の分野においてそれぞれの分野に適した製品を開発することで事業領域を拡大させてまいりました。今後もこれらの事業領域の成長に加え、当社の固有技術が発揮できる周辺事業を育成することにより、一層の企業価値向上に努めてまいります。

株主還元につきましては、当社は従来から株主の皆様への利益の還元が経営上の重要課題の一つと考えており、会社の成長に応じた安定的な配当を継続的に行うことを基本方針としてまいりました。今後も、事業拡大のための設備や研究開発投資等に必要となる内部資金の確保、財務状況、将来の業績等を総合的に勘案しながら株主の皆様へ利益の還元を行ってまいります。

会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、上記で述べた基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、「当社株式の大量取得行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「本対応方針」といいます。）を定めています。

本対応方針は大規模買付行為に際して株主の皆様が適切な状況判断を行えるようにするため、大規模買付者に対して、その目的や内容、買付対価の算定根拠等の十分な情報提供と、適切な評価期間の確保を要請し、さらに、当社取締役会による当該大規模買付行為に対する意見の公表や、代替案の提示等を行う機会を確保することを目的として導入されたものです。

本対応方針の詳細に関しましては、当社ウェブサイト（アドレス <http://www.eizo.co.jp/ir/news/2010/DC10-006.pdf>）に掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主の皆様様の共同の利益を損なうものではないこと、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

イ．本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為がなされた場合の対応方針、独立委員会の設置、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。本対応方針は、大規模買付者に大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を開示していただいた後に、十分な評価期間を経た上で大規模買付行為が開始されるものとしており、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断される際に必要な情報及び期間を確保することを目的としております。また、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合でも、当該買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうと判断される場合には、大規模買付行為に対する対抗措置を発動し、株主全体の利益が毀損されることを防止します。このように本対応方針は、上記で述べた基本方針に沿うものであると考えられます。

ロ．本対応方針が株主の皆様様の共同の利益を損なうものではないこと

本対応方針は、当社株主に対して大規模買付行為に応じて当社株式を売却するか否かの判断のために必要な情報を提供することを目的としており、本対応方針によって株主の皆様は必要な情報に基づく適切な判断ができることとなりますから、本対応方針は当社の株主価値を損なうものではなく、むしろ、その利益に資するものであると考えます。

さらに、本対応方針の発効・継続が当社株主の皆様様の承認を条件としており、当社株主が望めば本対応方針の廃止も可能であることは、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

ハ．本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、本来、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社の企業価値ひいては株主価値を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は、当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前にかつ具体的に規定しており、対抗措置の発動はかかる規定に従って行われます。さらに、対抗措置の発動等に際して取締役会に勧告を行う独立委員会の設置等、取締役会の恣意的な判断を防止する仕組みを有しております。

以上のことから、本対応方針は当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えます。

(3) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間における当社グループ全体の研究開発活動の金額は、3,794百万円であります。なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	65,000,000
計	65,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成24年2月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	22,731,160	22,731,160	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数100株
計	22,731,160	22,731,160	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年10月1日～ 平成23年12月31日	-	22,731,160	-	4,425	-	4,313

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 510,500	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 22,217,000	222,170	-
単元未満株式	普通株式 3,660	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	22,731,160	-	-
総株主の議決権	-	222,170	-

【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社ナナオ	石川県白山市 下柏野町153番地	510,500	-	510,500	2.24
計	-	510,500	-	510,500	2.24

(注) 当第3四半期会計期間末の自己株式数は、837,385株であり、発行済株式総数に対する所有株式数の割合は3.68%であります。

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

新役名及び職名		旧役名及び職名		氏名	異動年月日
取締役	執行役員 総務・人事担当 総務部長	取締役	執行役員 人事部長	村井 雄一	平成23年7月1日
取締役	執行役員 企画部長 兼 海外営業部長 兼 産業モニター事業推進部長 兼 メディカル事業グローバル 推進部長	取締役	執行役員 企画部長 兼 産業モニター事業推進部長 兼 メディカル事業グローバル 推進部長	志村 和秀	平成23年9月1日
取締役	常務執行役員 総務・人事担当 総務部長	取締役	執行役員 総務・人事担当 総務部長	村井 雄一	平成23年10月1日

なお、平成24年1月1日付で、以下のとおり役職の異動を行っております。

役職の異動

新役名及び職名		旧役名及び職名		氏名	異動年月日
取締役	執行役員 企画部長 兼 海外営業部長 兼 産業モニター事業推進部長	取締役	執行役員 企画部長 兼 海外営業部長 兼 産業モニター事業推進部長 兼 メディカル事業グローバル 推進部長	志村 和秀	平成24年1月1日

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	10,611	12,005
受取手形及び売掛金	12,720	8,448
有価証券	13,202	8,701
商品及び製品	3,724	4,641
仕掛品	3,303	4,751
原材料及び貯蔵品	6,366	8,270
その他	2,658	2,684
貸倒引当金	83	38
流動資産合計	52,503	49,465
固定資産		
有形固定資産	9,213	8,874
無形固定資産		
のれん	1,198	908
その他	708	726
無形固定資産合計	1,906	1,635
投資その他の資産		
投資有価証券	12,830	8,985
その他	978	1,355
投資その他の資産合計	13,808	10,341
固定資産合計	24,929	20,851
資産合計	77,432	70,316
負債の部		
流動負債		
買掛金	6,747	6,209
未払法人税等	1,890	8
賞与引当金	1,096	631
役員賞与引当金	83	34
ソフトウェア受注損失引当金	262	549
製品保証引当金	796	733
その他	1,944	2,034
流動負債合計	12,821	10,201
固定負債		
退職給付引当金	2,187	2,170
役員退職慰労引当金	105	105
リサイクル費用引当金	1,175	1,206
その他	1,932	519
固定負債合計	5,400	4,002
負債合計	18,222	14,203

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,425	4,425
資本剰余金	4,313	4,313
利益剰余金	48,616	48,265
自己株式	999	1,652
株主資本合計	56,356	55,352
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	4,234	2,445
繰延ヘッジ損益	0	8
為替換算調整勘定	1,380	1,675
その他の包括利益累計額合計	2,853	760
純資産合計	59,210	56,112
負債純資産合計	77,432	70,316

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
売上高	48,850	41,658
売上原価	34,861	29,740
売上総利益	13,988	11,918
販売費及び一般管理費	9,580	9,567
営業利益	4,407	2,350
営業外収益		
受取利息	31	19
受取配当金	194	225
保険返戻金	42	-
その他	75	107
営業外収益合計	344	352
営業外費用		
売上割引	87	63
為替差損	448	559
その他	1	6
営業外費用合計	537	629
経常利益	4,215	2,073
特別利益		
貸倒引当金戻入額	10	-
投資有価証券売却益	-	8
EU関税返還金	984	6
特別利益合計	994	15
特別損失		
投資有価証券売却損	-	394
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	48	-
固定資産売却損	60	-
特別損失合計	109	394
税金等調整前四半期純利益	5,101	1,694
法人税、住民税及び事業税	1,741	450
法人税等調整額	136	481
法人税等合計	1,877	931
少数株主損益調整前四半期純利益	3,223	762
四半期純利益	3,223	762

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	3,223	762
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	68	1,789
繰延ヘッジ損益	3	8
為替換算調整勘定	221	295
その他の包括利益合計	156	2,092
四半期包括利益	3,066	1,330
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	3,066	1,330
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
減価償却費	944百万円	909百万円
のれんの償却額	131	128

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年5月24日 取締役会	普通株式	558百万円	25円	平成22年3月31日	平成22年6月4日	利益剰余金
平成22年10月29日 取締役会	普通株式	558百万円	25円	平成22年9月30日	平成22年11月30日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年5月23日 取締役会	普通株式	558百万円	25円	平成23年3月31日	平成23年6月3日	利益剰余金
平成23年10月28日 取締役会	普通株式	555百万円	25円	平成23年9月30日	平成23年11月30日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

当社グループは、映像機器及びその関連製品の開発・生産・販売が主であり、実質的に単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を行っておりません。

当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

当社グループは、映像機器及びその関連製品の開発・生産・販売が主であり、実質的に単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を行っておりません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	144円41銭	34円28銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	3,223	762
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	3,223	762
普通株式の期中平均株式数(千株)	22,321	22,248

(注)潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

(剰余金の配当)

平成23年10月28日開催の取締役会において、平成23年9月30日を基準日とする剰余金の配当(中間配当)に関し、次のとおり決議いたしました。

(1)剰余金の配当(中間配当)による配当の総額 555百万円

(2)1株当たりの金額 25円

(3)支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成23年11月30日

(注)平成23年9月30日現在の株主名簿に記録された株主に対し、支払を行いました。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年2月8日

株式会社 ナナオ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上坂 健司 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 博久 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ナナオの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ナナオ及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。